

年金記録訂正請求に係る答申について

**近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年12月15日決裁分**

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 9件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 8件

国 民 年 金 関 係 5件

厚生年金保険関係 3件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200214 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200102 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 54 年 6 月 1 日に A 事業所に採用され、同年 7 月 1 日に共済組合員となるまでの請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。

しかし、請求期間は A 事業所において C 職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B 事業所から提出された請求者に係る人事記録及び人事異動通知書により、請求者が請求期間において、A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間当時の厚生年金保険法第 12 条において、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としない旨規定されていたところ、前述の人事記録及び人事異動通知書には、昭和 54 年 6 月 1 日付けで請求者を採用し、同年 6 月 30 日までの間に限り任用を日々更新する旨記載されていることから、請求期間において、請求者は、厚生年金保険の被保険者となるべき要件を満たしていなかったことがうかがえる。

また、B 事業所は、当時の資料が残っていないため、請求者に係る届出及び厚生年金保険料控除の状況は不明である旨回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、請求者に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号が請求期間に払い出された記録はない上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に健康保険整理番号の欠番はなく、請求者の請求期間に係る記録の欠落はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200428 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200103 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月10日の標準賞与額に係る記録を62万円とすることが必要である。

令和元年12月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成4年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月10日

請求期間にA社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された期末・勤勉手当支給明細書により、請求者が請求期間において標準賞与額62万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業（令和元年＊月＊日から令和2年＊月＊日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の期末・勤勉手当支給明細書から62万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：近畿（受）第 2200327 号

厚生局事案番号：近畿（国）第 2200023 号

第1 結論

昭和 59 年 4 月から昭和 62 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 37 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 59 年 4 月から昭和 62 年 6 月まで

私は、母親を介護するために A 社を昭和 59 年 3 月末で退職した。退職の際に、A 社の総務担当から厚生年金から国民年金に変更になると、国民年金保険料を前納すると保険料が安くなることについての説明を受け、昭和 59 年 4 月頃に B 市で国民年金の加入手続を行い、前納制度を利用して保険料を納めた記憶がある。

しかしながら、国（厚生労働省）の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納になっており、納得できないので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、平成元年 9 月 8 日に払い出されており、請求者の記号番号前後の任意加入被保険者の記録から、請求者の国民年金の加入手続は、同年 8 月頃に行われたと推認でき、昭和 59 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は 2 年であることから、前述の国民年金の加入手続時点（平成元年 8 月頃）において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101754 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200104 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を平成21年12月15日は12万円、平成22年8月10日は12万8,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月15日及び平成22年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月15日及び平成22年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月29日
② 平成21年12月15日
③ 平成22年8月10日

年金事務所からの連絡により、A社から支給された賞与の記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間①から③までの各期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②及び③について、請求者から提出された預金通帳、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書、同社の回答及び同社の担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間②は12万円、請求期間③は12万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳によると、A社から当該期間に2回（23万9,160円及び1万6,480円）の振込が確認できる。

しかしながら、A社は、平成20年12月の賞与に係る振込一覧に請求者の名前がないことから、同年12月において請求者に賞与を支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない旨回答している。

また、A社の担当者は、平成20年12月の賞与の支給日は同年12月12日である旨陳述し

ているところ、前述の預金通帳において、同年12月12日に同社からの振込は確認できない。

さらに、A社の複数の元同僚から提出された預金通帳によると、平成20年12月12日に振込が確認できる上、請求者と同様に同年12月29日においても2回の振込が確認できるところ、元同僚は、この2回の振込について、給与と年末調整の還付金だと思う旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200058 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200105 号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑩までの各期間に係る標準賞与額を別表のとおりに訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 14 日、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年 12 月 15 日、平成 22 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 23 年 12 月 9 日、平成 24 年 8 月 10 日、平成 25 年 8 月 9 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 14 日、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年 12 月 15 日、平成 22 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 23 年 12 月 9 日、平成 24 年 8 月 10 日、平成 25 年 8 月 9 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 19 年 8 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 14 日
③ 平成 20 年 12 月 12 日
④ 平成 21 年 12 月 15 日
⑤ 平成 22 年 8 月 10 日
⑥ 平成 22 年 12 月 10 日
⑦ 平成 23 年 12 月 9 日
⑧ 平成 24 年 8 月 10 日
⑨ 平成 25 年 8 月 9 日
⑩ 平成 25 年 12 月 20 日

年金事務所からの連絡により、A社から支給された賞与の一部について、厚生年金保険の記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間①から⑩までの各期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書、同社の回答及び同社の担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から請求期間①から⑩までの各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳

及び複数の元同僚の賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200058 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200105 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 19 年 8 月 10 日	13 万 2,000 円
平成 19 年 12 月 14 日	13 万 2,000 円
平成 20 年 12 月 12 日	12 万円
平成 21 年 12 月 15 日	11 万 4,000 円
平成 22 年 8 月 10 日	13 万円
平成 22 年 12 月 10 日	13 万円
平成 23 年 12 月 9 日	12 万円
平成 24 年 8 月 10 日	10 万円
平成 25 年 8 月 9 日	12 万円
平成 25 年 12 月 20 日	12 万円

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200151 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200106 号

第1 結論

請求者のA社における平成 22 年 7 月 31 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 22 年 7 月

請求期間に A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録がない。

私が保管する賞与の明細書を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る明細書、A 社の回答により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、30 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払日については、前述の A 社の回答から、平成 22 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200311 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200107 号

第1 結論

請求者のA社における平成31年2月20日の標準賞与額を4万9,000円に訂正することが必要である。

平成31年2月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年2月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年2月20日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない記録とされているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和1年分賃金台帳、令和1年分給与所得の源泉徴収票及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の令和1年分賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200336 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200108 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年12月11日の標準賞与額を34万6,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年12月11日の標準賞与額を35万3,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月11日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていてもかかわらず、厚生年金保険の賞与記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された平成27年年末調整通知書、平成27年分給与所得の源泉徴収票、平成27年7月分賞与明細書及び預金通帳（以下「年末調整通知書等」という。）により、請求者は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の年末調整通知書等により推認できる厚生年金保険料控除額から34万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払日については、請求者から提出された預金通帳の振込日から平成27年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 前述の年末調整通知書等により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正された標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の年末調整通知書等により確認できる賞与額から35万3,000円とすることが妥当である。

ただし、請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200087 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200109 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年12月31日から平成7年1月1日に訂正し、平成6年12月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成6年12月31日から平成7年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年12月31日から平成7年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年12月31日から平成7年1月1日まで

事業主が同じであったA社からB社に転籍となり、1日の空白期間もなく継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、当該期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社及びB社の後継事業所であるC社の回答及び同社の担当者の陳述から判断すると、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し（平成7年1月1日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成6年11月の標準報酬月額の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は請求者の当該期間に係る届出及び保険料納付について不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成7年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを平成6年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200317 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200110 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 6 月 21 日に A 社に入社し、本社で勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年 7 月 1 日となっている。請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

A 社及び同社の担当者は、当時の資料の保管はなく、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について、それぞれ不明である旨回答及び陳述している。

また、A 社における同僚照会において、請求者を知っているとした複数の元同僚は、請求者の同社における入社年月日については覚えていない旨それぞれ回答及び陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200257 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200111 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 4 月まで

請求期間について、私はA社の代表取締役であり、かつ経理業務を兼務し、給与計算事務も行っていた。社会保険料の納付も担当しており、請求期間の厚生年金保険料を未納にすることはあり得ない。仕事量は増加し、会社経営はより安定しており、個人的にも金銭の余裕があったので、請求期間の厚生年金保険料を未納にする理由もない。優秀な人材を確保するためには社会保険の加入は不可欠であり、一人の社員も辞めることなく増員している。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録を見ると、A社は、既に解散しており、同社に対し、請求者について照会できない上、請求期間当時、同社の代表取締役であった請求者は、当該期間に係る保険料を納付したこと及び報酬から厚生年金保険料を控除したことを示す資料等（報酬明細、賃金台帳、源泉徴収簿等）を、それぞれ保管していない旨陳述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及び事業所名簿を見ると、請求期間について、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらず、同社は、昭和 61 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、昭和 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となつたと記録され、これらの記録は、それぞれオンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において昭和 61 年 12 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和 62 年 5 月 1 日に被保険者資格を再取得している 7 人のうち、商業登記の記録において取締役と確認できる 3 人を除く 4 人の被保険者に係る請求期間の年金記録については、それぞれ国民年金保険料が納付された記録が確認できるところ、当該 4 人のうち 1 人は、請求期間も継続して同社に勤務していたが、会社役員から当該期間について国民年金保険料を納付するような趣旨を言い渡された旨回答し、別の 1 人は、当該期間も業務内容は変わらず継続して同社に勤務していたが、同社から厚生年金保険を脱退するので国民年金に加入してほしいと説明があり、国民年金に加入している期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200385 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200112 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成24年8月10日は12万円並びに平成25年8月9日及び同年12月20日は13万円に訂正することが必要である。

平成24年8月10日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月10日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成24年8月
② 平成25年8月
③ 平成25年12月

年金事務所からA社における平成23年12月の賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、当該月の賞与記録がないことが分かり訂正請求を行った後で、請求期間①から③までの各期間に係る賞与記録もないことが分かった。

私は資料を保管していないが、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までの各期間について、金融機関から提出された請求者に係る預金元帳、A社の元同僚の賞与明細書、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金元帳等により推認できる賞与額から、請求期間①は12万円並びに請求期間②及び③の各期間は13万円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①から③までの各期間に係る賞与支給日については、前述の預金元帳の取引日付から、請求期間①は平成24年8月10日、請求期間②は平成25年8月9日及び請求期間③は平成25年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年4月27日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200258 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200024 号

第1 結論

昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

時期については、はっきり覚えていないが、A 県 B 市 C 区役所の年金担当窓口で、請求期間の国民年金保険料が未納になっていること及び未納になっている保険料は 2 年分遡って支払うことができる旨の説明を聞き、実家の母に 2 年分の保険料を用意してもらって、再度、B 市 C 区役所の年金担当窓口に行き、当該保険料を現金で一括して支払った。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、時期ははっきり覚えていないが、B 市 C 区役所の年金担当窓口で未納となっていた 2 年分の保険料を現金で一括して支払った旨主張している。

しかしながら、請求期間当時の国民年金法では、市町村が取り扱うことができる国民年金保険料は現年度保険料のみと規定されている上、B 市 C 区も請求期間当時、同区役所の年金担当窓口で、過年度保険料を含む 2 年分の国民年金保険料を一括して現金で納付することはできなかつた旨回答しており、前述の請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、実際に保険料を納付した時期及び現金で一括して支払った保険料額については、いずれも覚えていない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る保険料納付の記憶は必ずしも明確ではない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200318 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200025 号

第1 結論

平成4年1月から平成5年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年1月から平成5年9月まで

平成5年10月頃、A市B区役所において婚姻の手続を行った際、国民年金に加入していないことが判明し、国民年金の加入手続を行ったところ、窓口の職員から未納の国民年金保険料は過去2年分しか遡って納付できないと説明を受けたので、後日、同区役所出張所において、過去2年分の国民年金保険料を全額納付したにもかかわらず、請求期間が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、平成5年10月頃、A市B区役所出張所において、過去2年分の国民年金保険料を全額納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間直前の平成3年10月から同年12月までの国民年金保険料が過年度保険料（国庫金）として納付されていることが確認できる。

しかしながら、平成5年10月時点において、請求期間のうち、平成4年1月から平成5年3月までの期間に係る国民年金保険料は、過年度保険料として納付することとなるが、A市B区役所は、平成5年当時、同区役所出張所の窓口において過年度保険料の収納は行っておらず、同区役所出張所内に過年度保険料が納付できる金融機関も設置されていなかった旨回答しており、請求者の主張と符合しない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200091 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200113 号

第1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 事業所の退職日は、退職証明書に記録されているとおり、平成 5 年 3 月 31 日であるので、請求期間に係る厚生年金保険の資格喪失年月日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された A 事業所が交付した退職に係る証明書、A 事業所の回答及び同事業所の担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同事業所に継続して勤務又は在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所における平成 5 年 2 月の標準報酬月額の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 事業所は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成 5 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 3 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200210 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200026 号

第1 結論

昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

妻が昭和 63 年 10 月に A 区役所（B 市）において婚姻の届出をした際に、窓口の職員から促されて、同日に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

以後、妻が C 市に転居する平成 3 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を、D 銀行 E 支店（当時）の窓口で毎月納付してくれた。

これまで一度も滞ることなく国民年金保険料を納付してきたことは、平成 3 年 4 月以降の C 市における納付実績からも分かると思う。

請求期間が未納であることについて、これまで一度も連絡を受けたことがなく、当該未納期間が発生したのは年金問題が話題になった平成 19 年 2 月頃であると思うので、調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、妻が昭和 63 年 10 月に A 区役所において、夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、請求期間に係る同月以降の国民年金保険料を毎月納付してくれた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号（＊）及び前後の記号番号の国民年金被保険者記録から判断すると、請求者の加入手続は、転居後の平成 3 年 5 月頃に C 市において行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は 2 年であることから、前述の加入手続（平成 3 年 5 月頃）の時点において、請求期間の一部期間については、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、当該時効成立期間を除くそのほかの請求期間については、加入時において過年度保険料としての納付が可能であったが、請求者及び請求者の妻からは、遡って過年度保険料を納付した旨の主張はない。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料を現年度保険料として納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号が必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された記録は見当たらない上、オンライン記録における請求者の資格処理等にも不自然な点はない。

加えて、D 銀行 E 支店（当時）の後継事業所である F 銀行 G 支店は、保存期間の経過により請求期間当時の公金・公共料金受付票を保管していないと回答している。

このほか請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書控等) はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200211 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200027 号

第1 結論

昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

私が昭和 63 年 10 月に A 区役所（B 市）において婚姻の届出をした際に、窓口の職員から促されて、同日に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

以後、私が C 市に転居する平成 3 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を、D 銀行 E 支店（当時）の窓口で毎月納付した。

これまで一度も滞ることなく国民年金保険料を納付してきたことは、平成 3 年 4 月以降の C 市における納付実績からも分かると思う。

請求期間が未納であることについて、これまで一度も連絡を受けたことがなく、当該未納期間が発生したのは年金問題が話題になった平成 19 年 2 月頃であると思うので、調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 63 年 10 月に A 区役所において、夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、請求期間に係る同月以降の国民年金保険料を毎月納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号（＊）及び前後の記号番号の国民年金被保険者記録から判断すると、請求者の加入手続は、転居後の平成 3 年 5 月頃に C 市において行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は 2 年であることから、前述の加入手続（平成 3 年 5 月頃）の時点において、請求期間の一部期間については、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、当該時効成立期間を除くそのほかの請求期間については、加入時において過年度保険料としての納付が可能であったが、請求者からは、遡って過年度保険料を納付した旨の主張はない。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料を現年度保険料として納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号が必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された記録は見当たらない上、オンライン記録における請求者の資格処理等にも不自然な点はない。

加えて、D 銀行 E 支店（当時）の後継事業所である F 銀行 G 支店は、保存期間の経過により請求期間当時の公金・公共料金受付票を保管していないと回答している。

このほか請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書控等) はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。